

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

平成14年3月27日

財 政 部

第1 改正の趣旨

地方税法等の一部改正（今国会で議決予定）に伴い盛岡市市税条例の一部を改正し、個人住民税の均等割及び所得割の非課税限度額を引き上げるとともに、固定資産税等に係る必要な規定の整備を行うものである。

第2 改正内容

H13年度の生活扶助家庭に上回る水準

| 改 正 内 容 | | 適用関係 |
|--|---|-------------|
| <p>個人住民税</p> <p>1 個人住民税均等割の非課税限度額の引き上げ</p> <p>均等割について、合計所得金額が31万5千円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万6千円（現行17万1千円）を加算した金額）以下である者を非課税とする。（第27条関係）</p> | | 平成14年度分から適用 |
| 現 行 | 所得金額 ≤ 31万5千円 × 家族数（本人 + 被扶養者） + 17万1千円 | |
| 改正案 | 所得金額 ≤ 31万5千円 × 家族数（本人 + 被扶養者） + 21万6千円 | |
| <p>2 個人住民税所得割の非課税限度額の引き上げ</p> <p>所得割について、所得の金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に36万円（現行32万円）を加算した金額）以下である者を非課税とする。（附則第3条の4関係）</p> | | 平成14年度分から適用 |
| 現 行 | 所得金額 ≤ 35万円 × 家族数（本人 + 被扶養者） + 32万円 | |
| 改正案 | 所得金額 ≤ 35万円 × 家族数（本人 + 被扶養者） + 36万円 | |

市税に与える影響は100万円未満

第3 施行期日

平成14年4月1日